

養護教諭の配置基準の見直しを求める意見書

我が国の小中学校等に配置の養護教諭は、学校内でのけがの処置や児童生徒への保健指導、健康相談をはじめ、身体測定や予防接種などの保健計画や保健室の管理運営を担当しており、学校運営の中において大きな役割を果たしている。

近年では、病気やけがだけでなく、学業や友人関係、進学、家庭の悩みなどを抱える子どもたちに寄り添った支援も行っており、現場での多忙化が顕著となっている。

また、インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症の流行により、子どもたち個々への対応など、さらなる多忙化も懸念されている。

現在の複雑な社会環境の中で育った子どもたちの「心と体の健康」を保障するため、養護教諭が健康教育へ積極的に関わる必要もあり、複数配置の促進を求める声は高まっている。

しかしながら、国の養護教諭の複数配置基準は、小学校では児童851人以上、中学校では生徒801人以上が条件となっており、複数配置は困難な状況にある。

よって、国においては、養護教諭がきめ細やかに子どもたちに接することができ、安心安全な教育環境を確保するため、養護教諭の複数配置基準を小中学校ともに500人以上に引き下げられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月20日

袋井市議会議長 戸塚 哲夫

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、内閣官房長官 様